

# 区社会福祉協議会 基本指針

## もくじ

はじめに	…	1
1 これからの区社協のめざす方向性(ビジョン)	…	2
2 区社会福祉協議会の理念と役割	…	4
3 区社会福祉協議会の機能	…	6
4 役割分担について	…	8
5 ビジョンを実現するために	…	10

平成15年8月

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会  
区社会福祉協議会機能強化検討委員会

## はじめに

平成12年に制定された「社会福祉法」においては、社会福祉事業の展開にあたって「地域福祉推進」の視点を明確に打ち出し、その中核となる「社会福祉協議会」の位置づけや役割が明文化されました。中でも市区町村社会福祉協議会は、住民に最も身近な存在としてその役割を重視すると共に、事業展開の拡大が期待されているところです。実際のところ横浜市においても、とりわけ住民に近い組織としての「区社会福祉協議会（以下区社協）」への役割が重視され、その展開が期待されています。

横浜市におけるここ10年間の区社協の状況を見ても、実態として区社協の位置づけが大変重要なものになっていることがわかります。平成5年以降進められてきた「区社協法人化」は、18区すべての区社協において法人格が取得され、事務局職員の増強が実施されました。また平成10年より地域福祉活動の拠点としての「区福祉保健活動拠点」の整備・受託もすすみ、事業を展開していく上での体制の整備が一層強化されてきました。その一方で、福祉関係8団体の事務局の業務を請け負ったり、民間分野での福祉の総合的な行動計画として区毎の「地域福祉活動計画」策定に着手したりと、事業そのものも大きく拡大している現状があります。

しかしながらこうした動きにともなう事業展開の中で、本来区社協が担うべき役割や機能、あるいは区社協事業のあり方等については、残念ながら十分な議論・検討がなされてきませんでした。そこでこれまでの区社協事業を振り返りながら、近年の新たな動きと関連させつつ将来に向けたビジョン（目指すべき方向性）を検討し、あるべき区社協の姿を明確にすることを目的として、本検討委員会が設置されたわけです。

委員会の検討では、これまでの区社協事業の分析を職員自らの手で行いながら、一方で市・区民向けのフォーラムを開催し、多数の方々からご意見を頂きながらそれを報告に反映させるという方法をとりました。区社協を取り巻く現状を様々な視点から捉えて、なるべく多くの方の意見を取り入れて検討したところに、今回の報告の特徴があります。そしてこうした検討結果を基にして、これからの区社協の目指すべきビジョンとして「基本指針」を、また具体的な業務運営の指針として「業務指針」を、それぞれ作成しました。

この指針が社協関係者のみならず、地域福祉の推進に尽力されている多くの皆さんの目にとまり、今後の社協活動への一層のご理解とご協力をいただくことができれば幸いに思います。

平成15年8月

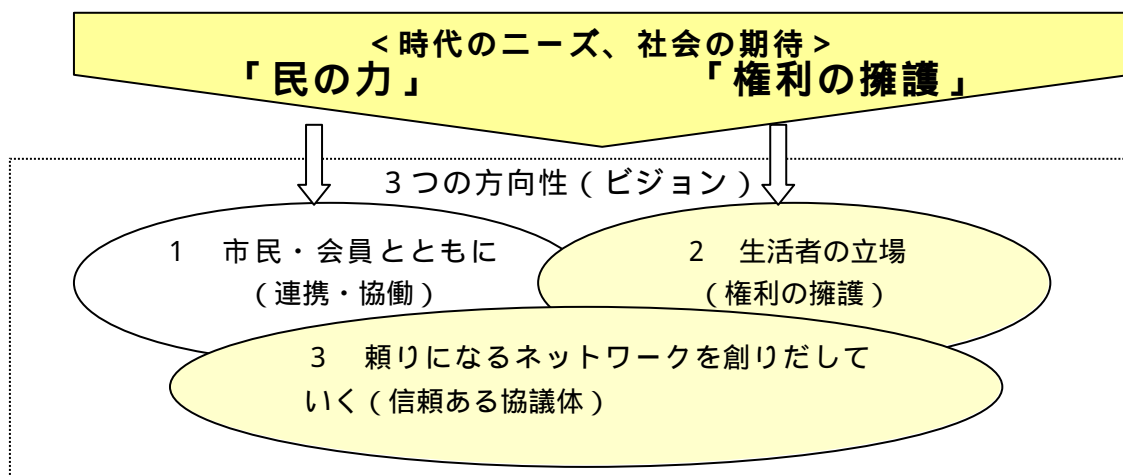
区社協機能強化検討委員会  
委員長 豊田 宗裕

# 1 これからの区社協のめざす方向性 (ビジョン)

横浜市の各区に社会福祉協議会ができて50年以上たちました。設立された当初の目的や役割は大きく変わってはいませんが、今日、社会福祉協議会に対する市民、事業者、行政からの期待は、時代の変化、ニーズの多様化、社会福祉基礎構造改革などを反映して、その頃からは比較にならないくらい大きくふくらんでいます。

そのような時代の変化や期待を見据えて、区社会福祉協議会がこれからの地域社会に、どんな役割を果たすべきか、理念を具現化していくために、自らがどう変わらなければならないのか、そしてどのような機能を強化していくべきか、これからの中長期における区社協がめざす方向性 (ビジョン) を3つにまとめました。

時代のニーズは、まさに「民の力」の発揮、そして福祉サービスの利用における利用者の「権利の擁護」です。その期待に応えるために、社会福祉協議会本来の会員組織としての特徴を大いに活かして、市民・利用者に頼りになる働きをめざそうという方向性です。近い将来の区社協像として、活発に動くことによって、地域社会の潜在的な力が掘り起こされ、生活者の漠然とした不安やニーズに対して、権利が守られ、安心感を持って生活できる、このような働きを信頼ある協議体のネットワークがつくり出し、しっかりと支えているという私たち自身の未来図なのです。



この3つのビジョンは、今後も変化していく社会状況の中で、区社協の事業について「担い続けていくのがいいか」など、たえず確認し評価しながら「社協ならではの」役割を発揮していくための指針でもあります。

## (1) 市民・会員とともに (連携・協働)

市民の生活課題を解決する方法として行政サービスがあります。しかし、それだけでは解決できない課題がたくさんあります。それらの課題を地域にあるさまざまな社会資源と連携・協働して地域における生活支援を進めていきます。

(「協働」の字の意味 = 「協」の十は多くのものを集める意、力が3つは力をあわせる意、つまり多くの力を合わせ、人が動く(働く)ことです。)

ニーズや課題を、実際に地域で行われている活動へつないでいく  
一緒に解決の方法を考える  
現在ある活動を発展させていく  
新しい活動をつくりだしていく

食事サービス・ミニデイ、見守り活動、送迎サービス、子育てサロンなどの活動は、区社協活動の中でひろい上げたニーズを市民と一緒に考えて、企画・事業化してきたものです。中でも送迎サービスはボランティアが中心となって対応していた活動が区社協の事業となり、それが18区に広がったことで「外出支援サービス」という市の制度になっていきました。開拓し、運動し、提案し実現していった一つの例です。

また、活動の担い手として、市民自らが地域の課題に関わり、活動に参画していくための、区ボランティアセンターや福祉教育のいっそうの充実が期待されます。

## **（２）生活者の立場で（権利の擁護）**

介護保険や支援費制度に代表されるように、福祉サービスが措置制度から利用者の意思に基づく契約制度へと変わってきました。利用者がサービスを選び自分で決めていけるような支援体制が必要です。まず、さまざまな供給主体によって提供される福祉サービスについての情報提供、そのサービスの質や内容についての第三者的な評価に基づく情報提供、そして苦情への対応を進め、言いやすい環境をつくること、さらには、自分で選択し、決めることに困難を抱えている人への後見的な支援の充実が求められます。

**サービスの内容や質が利用者の立場でわかりやすく提供される仕組みづくり  
権利擁護事業」の身近な地域（区社協）での展開  
区社協自らのサービスの質、透明性の確保と適切な対応**

定期訪問や金銭管理・財産保全などの「権利擁護事業」を区社協が実施することは、これまで以上に、個別のニーズを受けとめ、声をあげていけるような総合的な相談体制が充実し、地域の生活者にとって、より安心して暮らせることにつながります。さらに社会的な援護を要する人々を排除することなく地域社会に包み込む積極的な支援（ソーシャル・インクルージョン）など、一人ひとりの権利が守られるよう取り組みます。

## **（３）頼りになるネットワークを創りだしていく（信頼ある協議体）**

「協議会」の名前のおり、区社協は区内で活動する福祉施設や団体、住民組織をはじめとするさまざまな福祉保健に関わる会員により構成された組織です。

幅広い会員が、タテではなくヨコやナナメの関係性を活かして、相互に結び、一緒に協議を行なえることは、さまざまなニーズに対して解決の糸口を見つけるために有効です。

**福祉の理念や活動を広くPRし理解の促進を図ります  
活動を計画的にすすめていきます  
会員や関係機関とのネットワークを広げ福祉活動の活性化を図ります  
幅広い会員の参加を呼びかけ、多角的な視点を持った「協議体」として柔軟に  
対応できる力を培います**

現在、福祉保健活動は従来地域の住民や福祉施設だけでなく、保健医療団体や民間企業・NPOといった多様な担い手によって進められています。こうした新たな担い手は、まだ区社協の会員でない場合が少なくありません。区社協が頼りになるネットワークとなるためには、幅広い会員の参画による広がり、強いつながりを持った「協議会」となることが基盤となります。

## 2 区社会福祉協議会の理念と役割

### (1) 理念

誰もが住み慣れた地域社会で、自分らしく暮らしながら、その地域社会を構成する一員として参画し役割を担っていきたく願っています。

「福祉」とは、一部の人のための制度ではなく、すべてのひとの「ふだんのくらしのしあわせ」のこと。つまり、日々の暮らしの中で、福祉サービスを必要とする状態になったとき、それを本人や家族だけが背負うのではなく、いつでも遠慮なく、当然の権利としてサービスを利用でき、あたり前の暮らしが続けられる（ノーマライゼーションを実現する）ことです。

これまでの「自助」（＝本人・家族の努力）、「公助」（＝行政の支援制度）の取り組み、運動によって福祉サービスを制度化してきた歴史などを踏まえつつ、今日の価値観や暮らし・家族の多様化の中で、社会福祉協議会は、あらためて地域社会における「共助」（＝市民が共に支えあうこと）が、市民一人ひとりの豊かさと自分らしい暮らしを実現していく上で、なくてはならない大切な要素だと考えます。その「共助」を地域社会の中のさまざまな社会資源といっしょになって現実の頼りになる力にしていくことです。

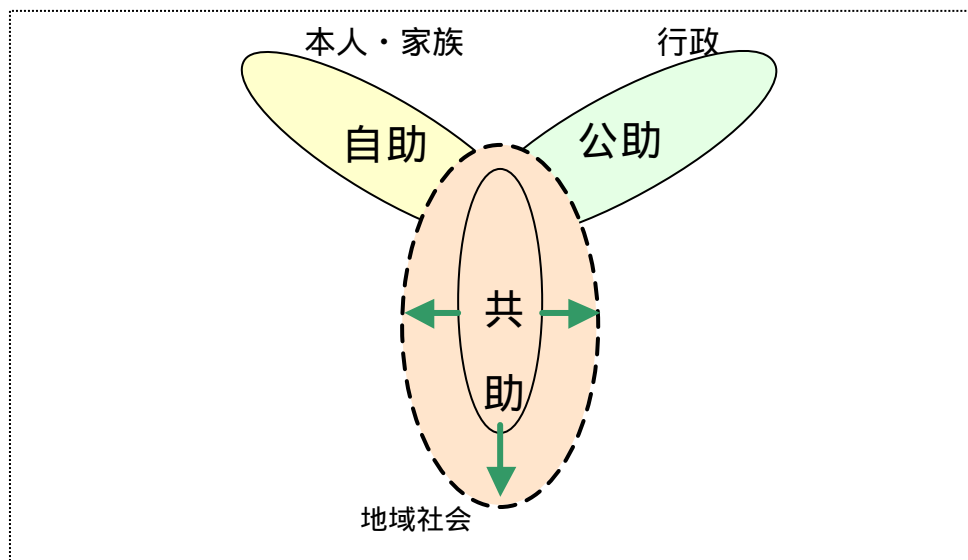
つまり、社会福祉協議会の理念とは・・・

### 「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作りだす」

ことです。これは、市社会福祉協議会および各区社会福祉協議会が平成7年度から策定・推進してきた「地域福祉活動計画」のそれぞれの目標とも重なりあうものです。

ここ20数年、NPOやボランティア団体など住民が参加した福祉サービスの提供主体が非常に多様化し活発になってきました。「共助」は、こうした状況を反映し、地域社会において、多くの担い手がそれぞれの特徴を活かしてサービスを提供することで、「自助」の力が弱くなってきているところや「公助」の手の届かないところや隙間にも積極的に対応し、互いに助け合っていくことで、暮らしを支えていこうという考え方です。

社会福祉協議会は、この「共助」の領域を広げ、さらに活発にしていくことが目標となります。



### (2) 役割

つぎに、社会の中での社会福祉協議会の役割についてです。

「自助」「公助」だけでは不十分、地域社会に「共助」をつくり出す必要性についてはこれまでも多く語られてきました。社会福祉協議会も50年の歩みの中で、その実践に地道に取り組んできました。

これが、平成12年の「社会福祉法」の改正によって、はじめて社会福祉協議会の役割として規定されました。市町村社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」つまり「**地域福祉の推進役**」ということです。

この「地域福祉の推進」とは何か？社会福祉法は第4条にこう述べています。

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

ここに規定されている地域福祉の主体、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」は社会福祉協議会の会員組織そのものです。したがって、これが社会福祉協議会の役割と考えています。

区社協の方向性（ビジョン）の「1 市民・会員とともに」は、まさにこの地域福祉の主体者とともに理念を実現させていこうとする宣言でもあります。

### （3）地域福祉の推進役とは

さて、それでは、推進役というのはどういう役割を担っていくことなのでしょう。

つまり、自らが**担い手**として動くことなのか、**旗振り役**なのか、という議論です。

在宅福祉サービスの充実が叫ばれた頃、社会福祉協議会が自ら事業を実施し、直接サービスを提供することで住民の目に見える存在として力を発揮していこうと考え、また実際にも多くの事業に取り組んできました。これを「**事業型社協論**」と呼び、組織活動と同様にサービス事業にも積極的に取り組むべきという考え方がありました。

しかし、介護保険が始まるとこの議論は少し落ち着いたものになりました。数多くの民間事業者がサービスの担い手として登場し、公的な色彩の強い社会福祉協議会が民間参入を妨げる存在として浮かび上がってきたという背景もあり、もう一度、社会福祉協議会本来の役割は何か議論されるようになったのです。

そこで地域福祉の推進役が「**担い手**」であるとすれば、ひとつは民間組織である柔軟性をいかして、「まずやってみる」という先駆性があります。「どうしても必要だ、でも担うところが見あたらない、だからやらなきゃ」という開拓性です。もう一つは、地域の施設や団体、当事者や住民の協議体としての性格をいかしてさまざまな活動を担っていくということです。行政とも連携がとれ、住民にも一定の信頼がある組織だから担うことがふさわしい役割があるということです。

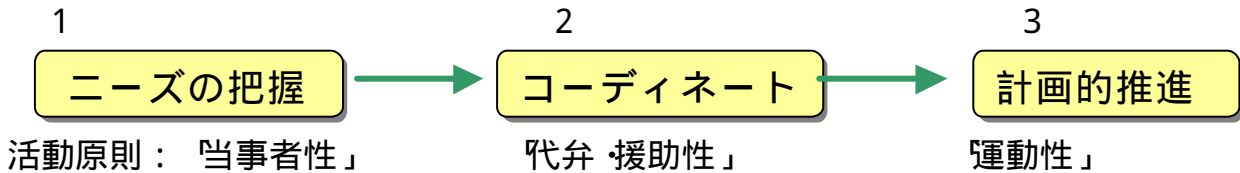
「**旗振り役**」には、率先してリーダーシップを発揮する役割と、旅行会社の添乗員のように、お客さまのニーズによって作ったプランを実現していく役割などがイメージされます。いずれにしても、旗だけ振って自らは何もしないのではなく、地域のコーディネーターとして一緒に汗を流していくということです。ともすれば、これまでの社会福祉協議会はネットワークをつくるだけ、という印象があったのではないかと思います。そうではなく、ネットワーク形成の中で、自ら具体的な役割を果たしながら課題の解決を図っていく旗振り役なのです。

すなわち、地域福祉の推進役とは、時として「担い手」であり、また時には「旗振り役」となる、といったその両方の役割を果たしていくことであり、3つの方向性（ビジョン）の実現に向けたこれからの実践の中で、「推進役」を実体化していくことが重要だと考えています。

### 3 区社会福祉協議会の機能

「機能」とは、「組織や団体が社会の中で、役割を果たしていくための働き」ととらえて、社会福祉協議会の本来的な基本機能を整理しました。

社会福祉協議会の役割は、「地域福祉の推進」です。「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作る」という理念の実現をめざし、市民や会員とともに、当事者（暮らしにくさを感じている本人や家族）の声や思いを受けとめ、当事者に代わって声を上げ、知らせながら、課題の解決のために、地域の潜在的な力を掘り起こし、つなぎ合わせ、紡ぎだすコーディネートをすすめ、さらに啓発や提言につなげていく一連の働きを計画的に推進することが社会福祉協議会の基本機能です。



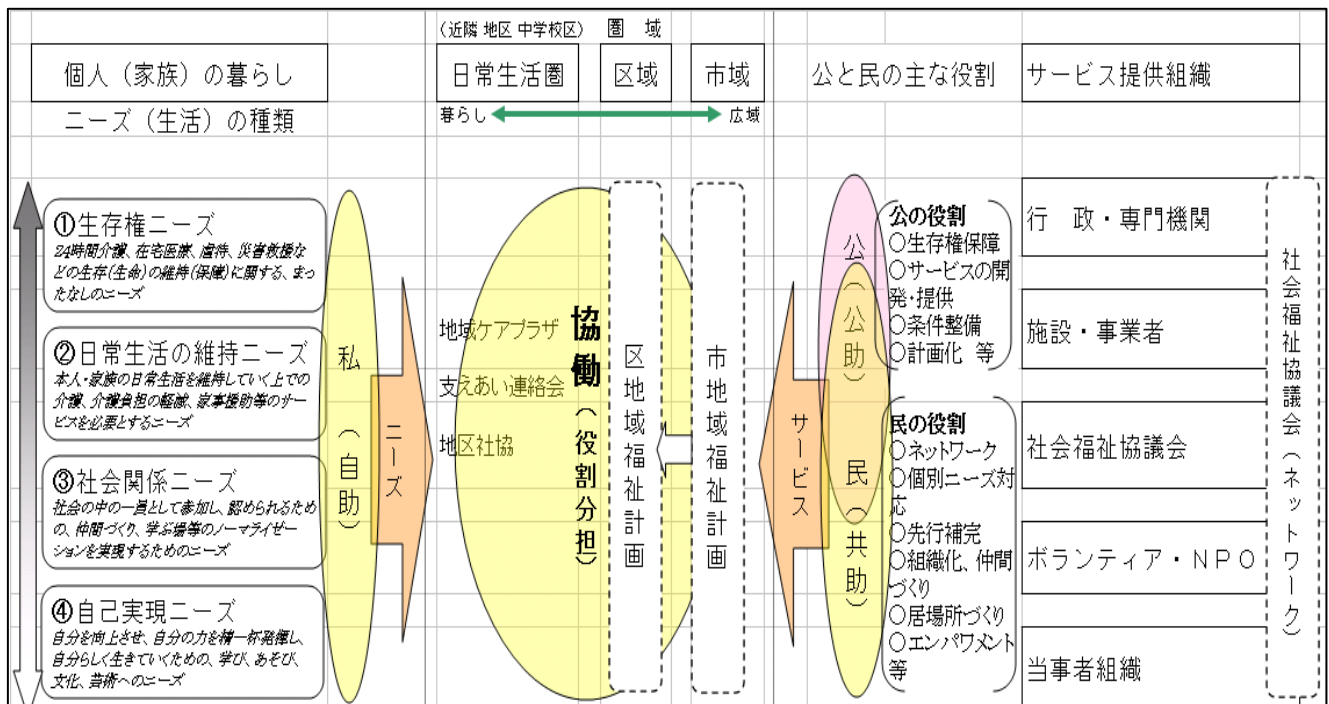
基本的な機能	活動原則
<p><b>1 ニーズの把握</b></p> <p>事業やサービスの中で、また相談や調査などを通じ、暮らしにくさを感じている人の声や思いをニーズとして受けとめます。</p> <p>それらの個別のニーズに対して、サービス提供などにより解決を図りながら、ニーズを整理し、まとめながら、それらを課題として浮かび上がらせる働きを行います。</p>	<p><b>当事者性</b></p> <p>ニーズ（当事者）に接近し、その立場に立つこと</p>
<p><b>2 コーディネート</b></p> <p>把握したニーズ、問題を解決するため、市民・会員とともに、協働して活動を行い、社会資源をつなぐことでそれぞれがよりイキイキと輝いて、1 + 1が2以上になるように、コーディネートします。本人や家族が声をあげるのがためられる中で、問題を広く知らせ（広報）問題解決のため、地域社会に働きかけ、潜在的な力を発揮させる、社会福祉協議会のもっとも原点にあるコミュニティワークの働きです。</p> <p><b>（1）開 発</b> 必要な社会資源やサービス・活動などを創り出していきます。</p> <p><b>（2）育 成</b> 社会資源やサービス・活動を充実するための支援・育成を行います。</p> <p><b>（3）有機的連携</b> 会員組織の活用や、ネットワークづくりなどを通して、社会資源がより生かされる形での連携を図り、課題を解決します。</p>	<p><b>代弁・援助性</b></p> <p>ニーズをもつ当事者と同じ立場で、時には当事者にかわってその問題を顕在化（社会化）させつつ、その生活を支えるための具体的な支援やコーディネートをおこなうこと</p>
<p><b>3 計画的な推進</b></p> <p>ニーズ把握、コーディネートの過程が公民（行政と民間）の協働によって推進されるよう、計画的に推進をはかります。</p> <p>地域福祉（活動）計画の策定や、資源を有効に生かす経営マネジメント、行政や市民に向けた提言、理解の推進などが含まれます。</p>	<p><b>運動性</b></p> <p>ニーズを社会問題化させ、一連の地域福祉計画につなげ、市民意識に働きかけるなど、ダイナミックに動くこと</p>

平成15年度から、全国の市町村で「地域福祉計画」が策定されます。横浜市における計画策定においても、区社協の機能強化が重要な課題として認識されており、これまで「地域福祉活動計画」に取り組んできた区社協が重要な役割を果たすことが期待されています。地域福祉計画策定の作業の中では、さまざまな地域エリアで住民の懇談会などが開かれます。当然、今まで以上にさまざまなニーズや要望が出されてくることになります。

これまで、活動計画の策定の中でも、地区社協や当事者団体との懇談の中でもさまざまな実態が報告され、悩みが語られてきました。例えばそれは、大へん深刻な問題を複数抱えた家庭を見守り、支えていかなければならない場合だったり、緊急の対応が必要にもかかわらず、専門機関が動いてくれず、見るに見かねて対応している、あるいは対応しきれないで困っている場合だったりします。

これらのニーズをどうとりまとめ、整理を行っていったらいいのでしょうか。住民は自ら何をしたらいいのでしょうか。区社協・地区社協ではどんなニーズを受けとめ、コーディネートし、解決のために実践していったらいいのでしょうか。行政はすべてを行政施策やサービスとして具体化していくのでしょうか。それとも社協やNPOなどが取り組む条件整備をするのでしょうか。また日常生活圏、区域、市域のどの範囲でサービスを具体化したらいいのでしょうか等、ニーズの種類や性格に応じた開発と役割分担が必要です。

次の図は、これら生活者のさまざまなニーズに対応したサービスなどの開発、実現に向けた公民の役割分担や圏域についての考え方を整理したものです。



これまで、の「自己実現」ニーズは、福祉の目標とは考えられてこなかった面があります。しかし、人間としての生存が守られ、日々の暮らしが支えられ、社会の一員として参画し、認められ、さらには自分を向上させ、自分の力を精一杯発揮し、自分らしく暮らしたいという「自己実現」までを視野に入れた上で、それを実現させていこうというのが今日の福祉の理念であり、社協機能を発揮させる基盤となる考え方でもあるのです。

## 4 役割分担について

### (1) 公と民（行政と社協）の役割分担

「社協と行政が似たりよったりで、違いがわかりにくい」「社協は民間団体だと言うが、そうは見えない」などの声を聞きます。社協と行政の役割分担、協働における公民の役割を整理する必要があります。

ここ10年の間に行政自体が大きな変化を遂げてきました。従来、権限と財政力を頼みに行政責任によって福祉サービスを提供・拡大してきた時代から、区役所機能の強化、分権化、公的施設の民営化、住民参加による地域福祉計画づくりなど、行政が民間との「協働」や「パートナーシップ」をすすめる時代になっています。行政が民間の良さを取り入れているために、非常に公民の領域がわかりにくくなっています。

「公助」の良さは権利としてサービスが保障されているところです。同時に限界があります。その限界は、公平・均一でなければならない点です。基準と条件に合致して、はじめてサービスが提供されます。「共助」の良さは、民間だから柔軟に臨機応変に対応できるところです。社会福祉協議会は民間団体としての良さを発揮するためにも、人的・財政的な自立をめざす必要があります。

一方で、行政との関係において、横浜市社会福祉協議会は横浜市からは「外郭団体に準じる団体」と位置づけられており、「公共的」な役割を担っています。それは、地域社会の「民」のまとめ役として「公」と「民」の協働をすすめる役割を期待されているということであり、区社会福祉協議会も同様に「公共性」と「民間性」、二つの性格を意識し、地域住民の皆さんにもわかりやすく説明していくことが求められます。

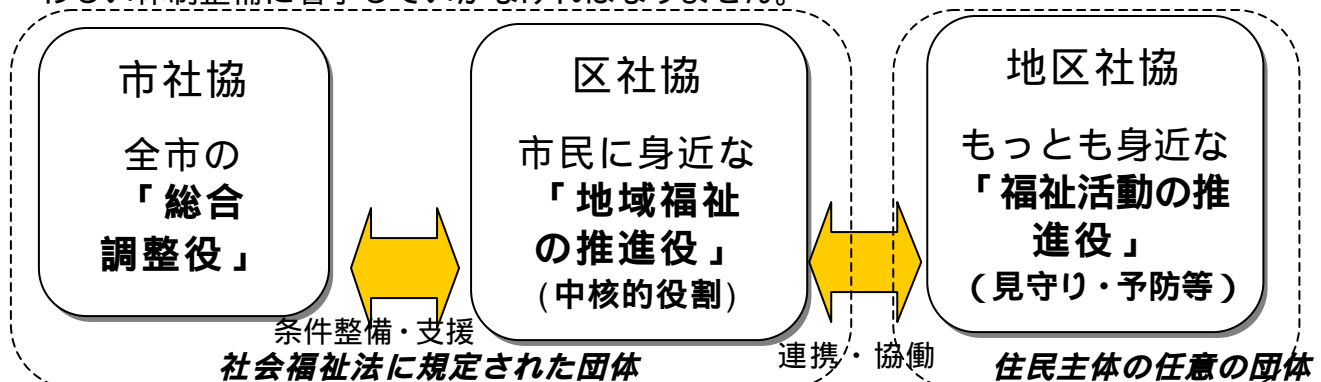
地方自治法により、経営状況を議会に報告することが義務付けられている法定団体および法定団体に準じて議会報告すべき団体として横浜市の基準により特定している団体。横浜市が2003年3月に打ち出した「新時代行政プラン」では、「横浜市と外郭団体との間で経営目標を定めた『協約』を結ぶことによって団体の自主的・自立的経営への取組を促進し、公的サービスを担う自主・自立した責任ある主体＝特定協約団体」とすることが謳われています。

### (2) 市・区社協の役割分担と地区社協に期待する役割

350万人の人口を抱える横浜。地域福祉をきめ細かくすすめていくために、区社協を「地域福祉の推進役」の中核的な存在と位置づけた上で、市社協と地区社協の役割を位置づけ、3層構造における役割分担を行う必要があります。

すなわち、地域社会を基盤に活動を行う地区社協は、もっとも身近な福祉活動の推進役として、主として見守りや予防などの役割を担い、区社協は、まさにさまざまな市民・事業者との協働をベースに地域福祉の推進役の中核となる、市社協はその条件整備と支援の役割を発揮するという役割分担が望ましいと言えます。

こうした視点から、市・区・地区社協の将来像をさらに具体的に検討し、それにふさわしい体制整備に着手していかなければなりません。



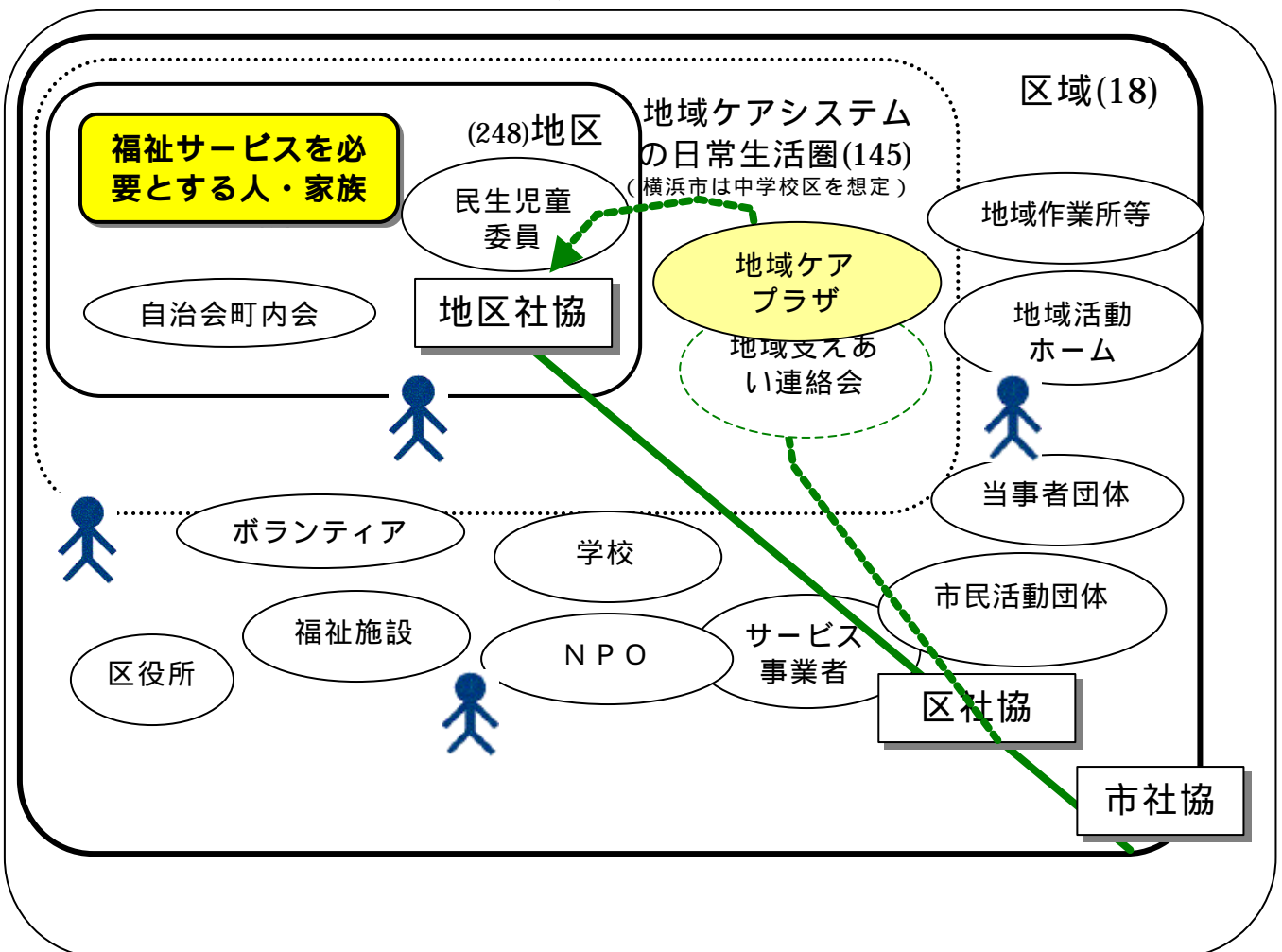
市社協の役割	区社協の役割	地区社協に期待される役割
民間施設への助成・経営支援 専門的人材の育成 全市共通の課題解決 区社協活動の支援（区社協の連絡調整、区社協に対する情報センター的な機能） 法定後見等の専門業務 人事労務・企画予算管理	地区社協活動の支援等 地域福祉活動の支援機能 ボランティアセンター事業（コーディネート機能） 権利擁護事業 相談等のニーズ把握 制度外のサービスの開発・育成 等	住民懇談会、調査などのニーズ把握 定期訪問等の見守り活動 福祉啓発、広報 食事サービスやサロンなどの介護予防活動 地域支えあい連絡会への参加 災害時の安否確認、緊急対応等

### （３）地域ケアプラザとの役割分担

また、横浜市の福祉施策の中で、地域福祉保健の推進の中心的な拠点と位置づけられている「地域ケアプラザ」との連携は、重要です。これまでも区社協は地域ケアプラザごとに設置運営されている「地域支えあい連絡会」に参加し、また区ごとに地域ケアプラザのコーディネーター連絡会を開催し、地域ケアプラザと協働で活動展開をしています。今後もさらに、これらの連携を緊密にしていく必要があります。

区社協として区内の地区社協とすべて密接な連携を図っていく関わりが難しい中で、活動状況などの地域の資源を把握したり、潜在的な福祉ニーズを把握するためには、1施設あたり2～3地区を対象として、地域が見える地域ケアプラザと連携をして、パートナー関係を築いていくことが重要と考えています。

地域で支えていくための市・区・地区社協、地域ケアプラザの働き



## 5 ビジョンを実現するために

めざす区社協の方向性（ビジョン）については多くの市民・関係者からご意見を伺いました。その際「ビジョンは大変結構だが、それ以前の課題があるのでは？」との意見が多く出されました。それ以前の課題とは、具体的には「事務局体制」と「人材育成」（主に職員の質）、「社協が知られていない」の3つの点でした。

事務局については、「雑務が多く、地域の課題に取り組む余裕がない」という印象が圧倒的であり、「職員は、もっと地域に出てニーズを把握すべきだ」とか「ボランティアが事務局の仕事を手伝ってもいい」という意見が、現状の問題を端的に表しています。

そのため、時代の変化が提起する新たな課題に積極果敢に取り組んでいくためにも、組織、事務局体制の充実と同時に、区社協事業全体の再構築が必要不可欠です。

### （1）評価に基づく事業の再構築

評価なくして、事業の再構築はありえません。

まず、区社協の事業推進において、つねにP D Sサイクル（計画 plan、実行 Do、評価 see またはP D C Aサイクル+評価 check 処置 action）を意識すること。次に地域福祉活動計画における進行管理と評価、さらに、区社協の業務を分析し、自己評価や外部評価を取り入れることが重要です。そして、ビジョンに基づき優先順位をつけて、事業に取り組む必要があります。共通で、見直しすべき事業については、次のとおりです。

高額療養費資金及び国民健康保険出産費資金貸付事業	他制度における本来の流れの中ですすめる方が、迅速な処理ができると判断できるので、この業務を保険者に移管する方向で検討していきます。
各種福祉団体事務	業務改善、運営方法の見直し、団体との協議、自主性・自立性を高める中で、徐々に軽減していく必要があります。

また、今後取り組むべき課題については、次の3点です。

#### 現在市社協が運営している地域ケアプラザ、老人福祉センター等の運営

地域ケア施設、老人福祉センター等の施設経営は、現在、市社協が担っていますが、市社協・区社協の役割分担・機能の明確化にあたって、これを区社協が担うべきかについても今後の課題として積極的に議論をしていく必要があります。

#### 障害のある人等の地域生活支援の取り組み

「地域社会」は人々の生活の基盤です。しかし、暮らしにくさを抱える人にとっては、だからこそ声をあげるのがためらわれたり、不信感の対象となることもあります。区社協が地域への理解・啓発に十分な取り組みができてこなかった面もありますが、当事者との協働によって外出や余暇支援など大切な活動をつくり出してきました。支援費制度も開始され、契約制度を補完する後見的支援体制や自己選択を支える情報システムも求められています。今後は、区を単位としたきめ細かな地域生活支援の仕組みをつくり出すことが重要であり、その中で区社協が力を発揮することが課題になります。

#### 市民に開かれた区社協の財政運営

社協の財源は、会費、世帯会費、共同募金配分金、寄付金（善意銀行）及び基金果実などのいわゆる自主財源と県・市社協補助金及び委託金の公費財源で構成されています。

今後は、社協の多様な事業と財源との関係を整理し、財源配分の使途・審査・決定を一層透明化し、市民にわかりやすい仕組みをつくり、さらに大きな財源が地域福祉に役立てられるように努めていく必要があります。

## (2) 人材育成と開発

地域福祉を推進するための人材は、区社協役職員だけではありません。

地域社会は人材の宝庫です。市・区社協が把握しているボランティアは3万人を超えています。行政職員や施設や機関の職員の専門性も貴重な社会資源です。日常生活圏で仕事をしている地域ケアプラザのコーディネーター、在宅介護支援センター相談員は、すでに200人近いマンパワーになっています。

地域福祉計画の意見具申の中では、地域の資源をネットワークして課題解決を図る人材を横浜市独自に「コミュニティワーカー」として位置づけ、養成していくことが提言されています。

地域福祉を推進する人材の開発と育成は、今後に向けた非常に重要な課題です。区社協の職員については、事務局内部の意思疎通と連携、区社協の機能に即した専門性の確立、民間団体としての柔軟性・継続性を発揮できる人員配置、今後の区社協のビジョンに合わせた人材育成目標を立て、誇りを持って仕事に取り組めるよう研修養成を行っていく必要があります。

## (3) 区社協の認知度を高める

社会福祉協議会の活動は「地域住民による、地域住民の福祉のための活動」です。しかし、「事務局＝社協」というイメージがまだまだあります。また、それ以前に「社協なんて知らない」という方も多いようです。これは非常に残念なことです。

3つの方向性(ビジョン)をより力強くすすめていくためにも、区社協そのものの認知度を高めていくことは欠くことができません。

社協が十分に認知されていないと・・・

### ビジョン1「市民・会員とともに」

せっかくさまざまな力を集めて良い活動を行なっても、それが十分に地域に伝わってなければ、新たな担い手の参画を得る機会を逸してしまいます。

### ビジョン2「生活者の立場で」

サービスを必要としている人に情報が届かなければ、意味がありません。また、抱えている課題を誰かに伝えたいと思っている人がいても、伝える相手が分からなければ、その課題は解決に向かって動きだすことができません。

### ビジョン3「頼りになるネットワークをつくりだしていく」

社協の存在そのものが認知されていなければ、ネットワークのつながりを持つことはできず、さらにそれを頼りになる強固なものにしていくこともできません。すでに会員となっている団体においても、会員であることの意味がはっきりしなければ、社協の魅力は減ってしまうことでしょう。

社協が“理念”と地域の中での“役割”をもって、“ビジョン”に基づいた“機能”を働かせるためには、社協そのものの認知度が高いことは、重要な要素です。

「信頼」・「良い事業」と「認知度」は卵とニワトリの関係のように、相互に作用しなから高まっていくもの。事業を展開していく過程の中で、意識的に社協の存在そのもののPRをしたり、時には広告的に社協の名前を強調することも必要と考えます。

社協の認知度が高まる分、期待されるものも増え、評価も厳しくなるかもしれません。

しかし、社協がこれからも成長し、質の高い活動を展開し続けていくために、「不言実行」ではなく「有言実行」でありたいのです。